

印務

確 認 事 項

法務省刑国第129号

外欧政策第5号

平成22年4月21日

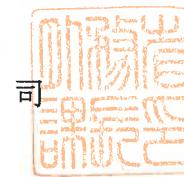
法務省刑事局国際課長

和田雅樹



外務省欧州局政策課長

川村博



外務省国際法局条約課長

道井緑一郎



刑事に関する共助に関する日本国と欧州連合との間の協定（以下「日・EU
刑事共助協定」という。）の締結に当たり、我が国が同協定上の被請求国とな
る場合における法務省と外務省との関係について、法務省及び外務省は、下記
のとおり確認する。

記

1. 日・EU刑事共助協定第5条に基づき、我が国の中中央当局たる法務大臣が
　　欧洲連合加盟国の中中央当局から共助の請求を受理した場合には、法務省は、
　　当該共助の請求に当たり当該欧洲連合加盟国の中中央当局が同条1に従って通
　　報してきた事項を、外務省に対し速やかに通報するものとする。ただし、法
　　務省は、外務省に通報できない事情が存すると判断した場合には、その旨を
　　外務省に説明して、外務省と協議するものとする。
2. 外務省は、本確認事項1.にいう共助の請求に関し、同省の所掌事務に關
　　し必要と認める場合には、法務省に対し意見を述べることができる。
3. 我が国による共助の実施が外交関係に影響を及ぼすことがあること等に
　　かんがみ、法務省は、国際捜査共助等に関する法律又は本確認事項に基づき
　　外務省が述べた意見と異なる措置をとる場合は、同省と協議するものとする。
4. 外務省は、刑事に関する共助においては迅速性が極めて重要であることに
　　かんがみ、法務省が行う共助の実施に係る支援その他の日・EU刑事共助協
　　定の実施に係る事務を速やかに行うものとする。